

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、幕別町、更別村及び忠類村の長、助役その他の常勤職員並びに議会議員(以下「関係町村の長等」という。)については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、関係町村の長等が協議会の会議に出席した場合には、これを支給しない。

2 前項の規定により、支給する費用弁償の額は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。